

利 用 者 の た め に

I	家畜共済事業の概要	1
II	用語の説明	18
III	利用上の注意	21

I 家畜共済事業の概要

1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

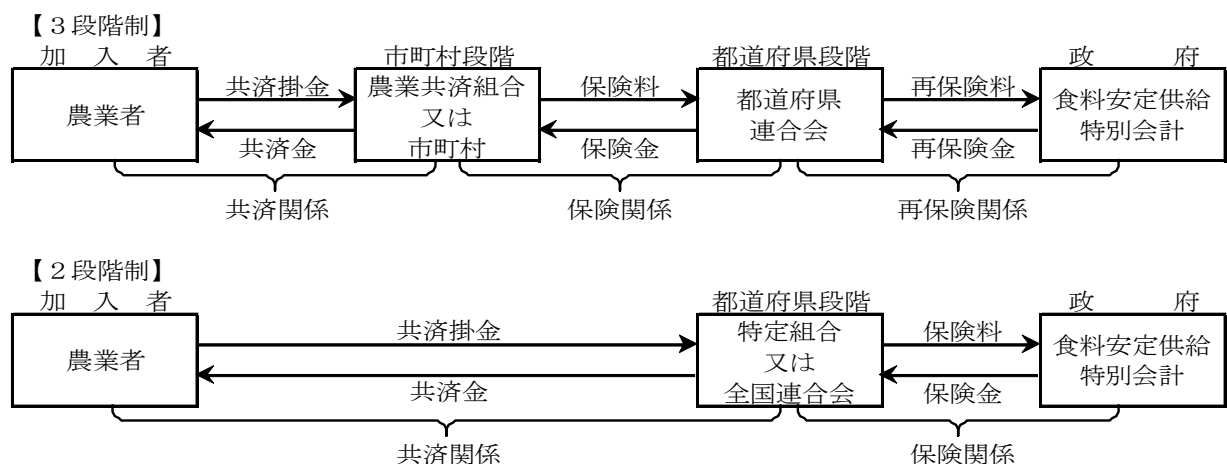
我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

(1) 3段階制

一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

(2) 2段階制

特定組合が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。



2. 共済目的の種類

牛、馬及び豚。ただし、組合員等の申出により、子牛等（子牛及び牛の胎児をいう。）を共済目的とすることができる。

なお、死亡廃用共済及び疾病傷害共済の対象となる共済目的は次のとおり。

共済目的			基 準	死亡廃用共済	疾病傷害共済
牛	成牛		出生後第5月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その日）を経過した牛	○	○
	子牛等	子牛	成牛以外の牛	○	○
		牛の胎児	その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日に達した胎児		
馬			出生の年の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その日）を経過した馬	○	○
豚	種豚		出生後第5月の月の末日を経過した種豚	○	○
	肉豚		出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達している肉豚。 ※このうち群単位肉豚にあつては、出生後第8月の月の末日を経過していないものに限る。	○	

3. 加入資格者

家畜共済の加入資格を有する者は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、死亡廃用共済又は疾病傷害共済において共済目的の種類とされている家畜につき養畜の業務を営む農業者である。

4. 共済関係の成立

(1) 共済関係の成立

家畜共済の共済関係は、組合員等が、包括共済関係にあつては(2)のアの包括共済家畜区分の家畜を一体として、個別共済関係にあつては家畜1頭ごとに、死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付することを申し込み、(3)に掲げる場合を除き、組合等がこれを承諾することによって成立する。

なお、廃業等により家畜共済への加入を止めない限り、共済関係は継続する。

(2) 共済関係の成立単位

ア 包括共済関係

次に掲げる包括共済家畜区分ごと

＜包括共済家畜区分＞

対象家畜	包括共済家畜区分	
	死亡廃用共済	疾病傷害共済
満 24 月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛 (子牛選択あり・なし)
満 24 月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛 (子牛等選択あり・なし)	
牛の胎児のうち乳牛であるもの		
満 24 月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛 (子牛選択あり・なし)
搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛	育成・肥育牛 (子牛等選択あり・なし)	
牛の胎児のうち乳牛でないもの		
満 36 月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
種豚	種豚	種豚
肉豚	肉豚	

イ 個別共済関係

次に掲げる家畜 1 頭ごと

- (ア) 種雄牛（12 歳以下のもの）
- (イ) 種雄馬（明け 17 歳未満のもの）
- (ウ) 包括共済家畜区分に属する家畜（子牛等及び肉豚を除く。）で次の事由に該当する家畜（牛にあつては 12 歳以下、馬にあつては明け 17 歳未満、種豚にあつては 6 歳以下のもの）
 - ① 包括共済関係の申込みにつき、(3)のアに該当するため承諾を拒まれたこと。
 - ② 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき組合員等との間に個別共済関係が存していること。

(3) 承諾義務の例外

ア 包括共済関係

- (ア) イのいずれかの事由に該当する家畜があるため、申込みを承諾するとすれば、その家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。
- (イ) 家畜の飼養頭数を効率的に確認するための組合員等の協力を得られないこと。

イ 個別共済関係

- (ア) 發育不全、衰弱、奇形、不具若しくは悪癖の著しい家畜又は個別共済関係における家畜の年齢に適合しない家畜
- (イ) 疾病にかかり、又は傷害を受けている家畜
- (ウ) 通常の方法と著しく異なる方法で飼養管理若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみてその家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められる家畜

5. 共済責任の開始と共済掛金期間

(1) 共済責任期間の開始

組合等が組合員等から共済掛金の支払を受けた日の翌日から始まる。

ただし、共済責任開始の日を統一するため組合等が組合員等との協議により特定の日に共済責任が始まる旨を定めたときは、その特定の日から始まる。

(2) 共済掛金期間

1年間（群単位肉豚は出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）から出生後第8月の月の末日までの期間）である。

ただし、事業規程等で定めるところにより、共済掛金期間の始期又は終期を統一する場合は、1年未満とすることができる。

6. 共済事故

(1) 死亡廃用共済の共済事故

ア 死亡事故

牛、馬及び豚の死亡。ただし、次の場合を除く。

(ア) と殺による死亡

- (イ) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡

※と殺のほか、家畜が伝染性疾病に罹病する等し、家伝法に基づく検査や投薬等を行ったため死亡等した場合や、口蹄疫のまん延を防止するため殺処分した場合をいう（これらのケースは、家伝法に基づき当該家畜の評価額相当の手当金等が支出されるため）。

イ 廃用事故

次の要件に該当する牛（牛の胎児を除く）、馬及び種豚の廃用

区分	廃用の要件
1号廃用	疾病又は不慮の傷害（3号廃用に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき。
2号廃用	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき（家伝法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。
3号廃用	骨折、は行、両眼失明、牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき（と畜後廃用事故を含む。）。
4号廃用	盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日から30日を下らない範囲において事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき。
5号廃用	乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかかなものによって繁殖能力を失ったとき。
6号廃用	乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期に明らかとなったとき。
7号廃用	牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき。

(2) 死亡廃用共済の事故除外方式

ア 共済事故の一部除外の申出

組合員等は、死亡廃用共済の包括共済関係について、当該共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、次の事故を共済事故としない旨の申出をすることができる。ただし、群単位肉豚の共済関係は事故除外方式の申出はできない。

（令和元年7月1日前に共済掛金期間が始まる共済関係に適用）

包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）（以下「特定事故」という。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 a 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 b 1号廃用、2号廃用及び3号廃用
特定肉豚	火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第4条第1項の届出伝染病にあつては、ニパウイルス感染症及び豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

(令和元年 7 月 1 日以後に共済掛金期間が始まる共済関係に適用)

包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 a 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）（以下「特定事故」という。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 b 特定事故による廃用以外の廃用 c 5 号廃用及び 6 号廃用
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	次に掲げるいずれかの共済事故 a 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 b 特定事故による廃用以外の廃用 c 1 号廃用、2 号廃用及び 3 号廃用
繁殖用雌馬又は育成・肥育馬	特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 a 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 b 1 号廃用、2 号廃用及び 3 号廃用
特定肉豚	火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 4 条第 1 項の届出伝染病にあつては、ニパウイルス感染症及び豚テシオウイルス性脳脊髄炎に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

イ 事故除外の申出の基準

アの事故除外の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が、次の基準に適合するときに限り、することができる。

包括共済家畜区分(死廃)	基 準
搾乳牛又は育成乳牛	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 a 当該共済掛金期間の開始の時ににおいて現に飼養する搾乳牛又は育成乳牛の頭数が 6 頭以上であること。 b 搾乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前 5 年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬又は種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前 5 年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
特定肉豚	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 a 当該共済掛金期間の開始の時ににおいて現に飼養する肉豚の頭数が 200 頭以上であること。 b 肉豚につき、当該共済掛金期間の開始前 5 年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

(3) 疾病傷害共済の共済事故 疾病及び傷害

7. 共済価額

死亡廃用共済の共済価額は次のとおりである。

(1) 包括共済関係

ア 肉豚以外

共済掛金期間中に飼養すると見込まれる家畜の価額（次の金額）の合計金額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、共済掛金期間中の飼養実績が、期首の飼養見込みと異なる場合は、当該実績に基づく金額とする。

家畜の区分	金額
搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚	共済掛金期間の開始時（その時後に飼養することとなる家畜にあっては、その飼養することとなる時）の家畜の価額
育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬（牛の胎児を除く。）	共済掛金期間の終了時の家畜の価額 ※その時前に飼養しないこととなる家畜にあっては、次の金額 a 育成乳牛 = 当該牛の満 23 月齢の時ににおける価額 b 育成・肥育牛 (a) 共済掛金期間中に繁殖用雌牛の共済関係に付される場合 = 当該牛の満 23 月齢の時ににおける価額 (b) (a)以外の場合 = 当該牛を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合の終了時の価額 c 育成・肥育馬 (a) 共済掛金期間中に繁殖用雌馬の共済関係に付される場合 = 当該馬の満 35 月齢の時ににおける価額 (b) (a)以外の場合 = 当該馬を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合の終了時の価額
牛の胎児	一定期間における牛の価格を基礎として次により算定される牛の出生の日における価額に相当する金額 ① 乳用種 = 組合等の区域内における乳用種の初生牛の価格 ② 肉用種 = 次式により算出される金額。ただし、その算出された金額がCを下回る場合はCの金額 $\left(\left(\frac{A}{\frac{(B-C)}{D} \times E + C} - 1 \right) \div 4 + 1 \right) \times C$ A：組合等の区域内の肉用種の素牛の雄の価格と雌の価格の平均価格 B：組合等の区域内の交雑種の素牛の価格 C：組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格 D：組合等の区域内の交雑種の素牛の平均取引月齢 E：組合等の区域内の肉用種の素牛の平均取引月齢 ③ 交雑種 = 組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格

(注) 価額は、組合等において定める評価基準による。

評価基準は、品種、月齢等ごとに、家畜市場における過去 1 年間の平均価格等を基礎に定める。

イ 肉豚

肉豚の区分	金額
特定肉豚	基準期間ごとに、当該基準期間の開始時において組合員等が現に飼養している肉豚の価額の合計金額 ※基準期間 = 共済責任期間の開始の日から最初の基準日（共済掛金期間開始の日から1月を経過するごとの日をいう。以下同じ。）までの期間及び各基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。
群単位肉豚	飼養区分ごとに、共済掛金期間の開始時における当該飼養区分に属する肉豚の価額の合計金額 ※飼養区分 = 離乳の日（その日後に当該組合員等が飼養するに至った肉豚については、その飼養するに至った日）を同一とする肉豚の群の別をいう。

(注) ① 価額は、組合等において定める評価基準による。

評価基準は、20 日齢の価額に相当する金額とし、家畜市場における過去1年間の子豚の平均価格等を基礎に定める。

② 群単位肉豚は、次に掲げる要件のいずれかを満たさない者の飼養する肉豚とする。

- a 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。
- b 過去3年間においてその者の飼養する母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- c 過去3年間においてその者の飼養する母豚から出生した豚が、その者の出荷する肉豚（養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる肉豚の譲受け又は共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる肉豚の譲受けにより飼養するに至ったものを除く。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。
- d 過去3年間において出荷した肉豚の頭数に関する資料の提出につき協力が得られる者に肉豚を出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれること。

(2) 個別共済関係

共済掛金期間の開始時の家畜の価額とする。

家畜の価額は、組合等が、家畜市場の平均価格を基礎に定める。ただし、当該金額が当該家畜の取引価額と比較して適当でないと考えられる場合は、損害評価員の合議によって価額を決定する。

8. 共済金額

共済金額は、共済掛金期間（群単位肉豚にあっては飼養区分）ごとに、次により算定される金額である。

※共済金額は、共済掛金期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であって、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われる。また、共済掛金もこの金額を用いて算定される。

(1) 死亡廃用共済

共済価額の2割（肉豚にあっては4割）から8割の範囲内で、組合員等が申し出た金額である。

ただし、7の(1)のアのただし書により共済責任期間中の飼養実績に基づく共済価額に変更することとなる場合は、共済掛金期間の開始時において共済掛金期間中に飼養すると見込まれた家畜の価額の合計金額に対する共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額の割合を乗じるものとする。

(2) 疾病傷害共済

共済掛金期間ごとに、次式により算定される病傷共済金支払限度額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

病傷共済金支払限度額 = 期首の引受価額 × 病傷共済金支払限度率 × 短期係数

※期首の引受価額 =

包括共済関係の場合：期首時点の飼養家畜の合計価額（「50万円×期首時点の飼養頭数」を上限）

個別共済関係の場合：期首時点の当該家畜の価額（50万円を上限）

※病傷共済金支払限度率は、年間の総診療費が、常識的な水準を超えないような給付に抑えるために、包括共済関係ごと及び個別共済関係ごとに、過去3年間の被害率を基礎に農林水産大臣が定める。

※短期係数 = $n/12$

nは、共済掛金期間の月数（1月未満の端数があるときは、当該端数を1月とする。）

9. 共済掛金

(1) 共済掛金

ア 死亡廃用共済の共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 × 短期係数

※短期係数 = $n/12$

nは、共済掛金期間の月数（1月未満の端数があるときは、当該端数を1月とする。）

※7の(1)のアのただし書に該当する場合は、共済掛金の期末調整を行う。

イ 疾病傷害共済の共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

(2) 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。なお、疾病傷害共済の共済掛金率のうち診療技術料等に対応する共済掛金率を当該基準共済掛金率より高く定める場合は、過去一定年間における各年の被害率のうち最も高いものを基礎として農林水産大臣が定める率の範囲内とする。

※基準共済掛金率（共済掛金区分等ごと及び危険段階ごと）は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去３年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、３年ごとに一般に改定する。

(3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、３年ごとに設定する。

組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。

10. 共済掛金の国庫負担

国庫は、組合員等が支払うべき共済掛金のうち次に掲げる金額を負担する。

(1) 死亡廃用共済

共済掛金国庫負担額 ＝ 共済金額 × 基準共済掛金率 × 短期係数
× 1／2（豚にあつては2／5）

ただし、農林水産大臣が定める金額（国庫負担限度額）を限度とする。

※農林水産大臣が定める金額（国庫負担限度額）

＝ 次表の基準金額 × 引受頭数 × 基準共済掛金率 × 短期係数
× 1／2（豚にあつては2／5）

区分		基準金額
搾乳牛		710,000 円
繁殖用雌牛		738,000 円
育成乳牛	育成乳牛（牛の胎児を除く。）	710,000 円
	牛の胎児	94,000 円
育成・肥育牛	育成牛	738,000 円
	肥育牛	963,000 円
	牛の胎児	268,000 円
繁殖用雌馬		1,998,000 円
育成・肥育馬		1,998,000 円
種豚		87,000 円
種雄牛	種雄牛（乳用種に限る。）	2,762,000 円
	種雄牛（肉用種に限る。）	1,757,000 円
種雄馬		8,623,000 円

(2) 疾病傷害共済

共済掛金国庫負担額 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 1 / 2 (豚にあっては 2 / 5)
ただし、農林水産大臣が定める金額 (国庫負担限度額) を限度とする。

※農林水産大臣が定める金額 (国庫負担限度額)

= 次表の基準金額 × 引受頭数 × 基準共済掛金率 × 短期係数
× 1 / 2 (豚にあっては 2 / 5)

区分		基準金額
乳用牛		887,500 円
肉用牛	繁殖用雌牛及び育成牛	922,500 円
	肥育牛	1,203,750 円
一般馬		2,497,000 円
種豚		108,750 円
種雄牛	種雄牛 (乳用種に限る。)	3,452,500 円
	種雄牛 (肉用種に限る。)	2,196,250 円
種雄馬		10,778,750 円

11. 包括共済関係に係る共済金額等の変更

(1) 異動通知

ア 死亡廃用共済

組合員等は、共済目的に次の異動が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知する。

(ア) 農場の譲受け、畜舎の増築等養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け

(イ) 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け

(ウ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

イ 疾病傷害共済

組合員等は、共済目的に次の異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望するときは、当該異動日から 2 週間以内にその旨を組合等に通知する。

(ア) 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。

(イ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

(2) 共済金額等の変更

ア 死亡廃用共済

組合等は、(1) のアの通知があったときは、共済掛金期間中に飼養する家畜の変更後の飼養見込頭数等の必要事項を確認し、異動日付けで共済価額及び共済金額を変更し、共済掛金の差額の徴収又は返還を行う。

変更後の共済金額は、以下の式により算定する。

変更後の共済金額 = 変更後の共済価額 × 共済価額の変更前の付保割合

ただし、共済価額が増加する場合は、組員等が異動日から2週間以内に、上の式で算定した金額から次のいずれか高い金額までの範囲内の金額を申し出たときは、付保割合を変更して当該金額を共済金額とする。

(7) 変更前の共済金額

(i) 変更後の共済価額の20%に相当する金額

イ 疾病傷害共済

組合等は、(1)のイの通知があったときは、当該異動に係る家畜の頭数等の必要事項を確認し、異動日付けで共済金額を変更し、共済掛金の差額の徴収又は返還を行う。

変更後の共済金額は、以下の式により算定する。

変更後の共済金額 = 変更前の共済金額 + (－) 増額(減額)金額

※増額(減額)金額は、次の「変更可能な共済金額の上限」以下の金額で組員等が申し出た金額

変更可能な共済金額の上限

= 引受価額の変更(増額又は減額)分金額 × 病傷共済金支払限度率

× 変更前の選択割合 × 短期係数 × 変更後日数割合

※引受価額は、期首は、期首時点の飼養家畜の合計価額(50万円×引受頭数を上限)とし、

a 家畜の増加に係る異動の場合は、次の金額のうち最も小さい金額を増額する。

(a) 異動に係る家畜の合計価額

(b) 「50万円 × 異動後の引受頭数」－「異動前の引受価額」

(c) 「異動後の飼養家畜の合計価額」－「当該異動までの間の引受価額の最高額」

b 家畜の減少に係る異動の場合は、次の金額を減額する。

(a) 「異動に係る家畜の頭数」 ≤ 「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」のときは、異動に係る家畜の合計価額

(b) 「異動に係る家畜の頭数」 > 「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」のときは、次の金額のうちいずれか大きい金額

① 「異動前の引受価額」－「異動後の飼養家畜の合計価額」

② 「異動前の引受価額」－「50万円 × 異動後の引受頭数」

※引受頭数は、共済金額の算定に用いる組員等が申し出た頭数をいう。期首は、期首時点の飼養頭数とし、

a 家畜の増加に係る異動に当たっては、次の頭数のうちいずれか小さい頭数を異動前の引受頭数に追加する。

(a) 異動に係る家畜の頭数

(b) 「異動後の飼養頭数」－「当該異動までの間の引受頭数の最大数」

b 家畜の減少に係る異動に当たっては、次の頭数のうちいずれか小さい頭数を異動前の引受頭数から減少する。

(a) 異動に係る家畜の頭数

(b) 「異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」

12. 共済金の支払

(1) 死亡廃用共済

死亡廃用共済に係る共済金は、次の式によって算定される計算共済金と純損害額のいずれか低い額とする。ただし、死廃共済金支払限度額を限度とする。免責事由等がある場合は、上記の算定した共済金の額から、免責額を差し引いた額を支払共済金として組合員等へ支払う。

$$\text{計算共済金} = \{ \text{共済事故に係る家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額} + \text{補償金等}) \} \times \text{共済金額} / \text{共済価額}$$

$$\text{純損害額} = \text{共済事故に係る家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額} + \text{補償金等} + \text{手当金} + \text{支援金})$$

$$\text{死廃共済金支払限度額} = \text{共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

(注) ① 共済事故に係る家畜の価額は、次のとおり算定する。

a 搾乳牛等の固定資産的家畜については、期首の資産価値

b 日々価値が増加する肥育牛等の棚卸資産的家畜については、事故発生時の資産価値

② 補償金等は、当該共済事故による損害を填補することを主たる目的として支払われるものであり、単なる見舞金、家伝法の規定により受けるべき手当金及び組合員等が主体となって構成する相互扶助組織（事業規程等で定めるものに限る。）から事故に際して支払われる支援金を含まない。

③ 死廃共済金支払限度額は、組合員等に死廃事故の低減への努力を促すため、牛又は豚に係る包括共済関係であって組合員等ごとの被害率が農林水産大臣の定める支払限度適用除外基準率（過去3年の被害率の都道府県平均）を超える場合（特定肉豚に係る包括共済関係の場合は、全ての組合員等）に適用される。

④ 死廃共済金支払限度率は、牛又は豚に係る包括共済関係ごとに、過去3年間の被害率を基礎に農林水産大臣が定める。

(2) 疾病傷害共済

疾病傷害共済に係る共済金は、次の式①と式②によって算定される額のいずれか低い額とする。免責事由等がある場合は、算定した共済金の額から、免責額を差し引いた額を支払共済金として、共済金額を限度として組合員等へ支払う。

$$\text{①} = \text{診療総点数} \times 10 \text{円} \times 90\%$$

$$\text{②} = \text{診療その他の行為によって組合員等が負担した費用} \times 90\%$$

(注) ① 診療総点数は、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が家畜共済診療点数表に定める点数の合計。使用した医薬品について、家畜共済診療点数表の付表である薬価基準表に基づいて増点した分を含む。

② 家畜共済診療点数表に定める診療点数は、人の医療保険と同様に、診療行為等に要した費用を種別ごとに点数化したもの。

③ 薬価基準表は、医薬品ごとに薬価を定めたものであり、家畜共済診療点数表に定めるところに従い、使用した医薬品の価額に応じて点数を算出するために用いるものである。

13. 共済責任の分担

(1) 保険関係及び再保険関係の成立

組合等と組合員等との間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあっては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあっては、政府と特定組合等との間に保険関係が当然に成立する。

この都道府県連合会と組合等との間の保険関係は、組合等と組合員等との間に成立した共済関係ごと（包括共済関係にあっては包括共済家畜区分ごと、個別共済関係にあっては家畜ごと）に、当該共済関係に係る共済責任につき成立する。

また、都道府県連合会（又は特定組合等）と政府との間の再保険関係（又は保険関係）は、都道府県連合会（又は特定組合等）の事業年度ごとに、家畜共済に係る保険責任（又は共済責任）を一体としてこれにつき成立する。

(2) 責任分担

ア 3段階制の場合

(イ) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、組合等と組合員等との間に成立した共済関係ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = \text{共済金額} \times 80\% \text{（又は } 70\% \text{）}$$

(ロ) 保険料

$$\text{保険料} = \text{共済掛金} \times 80\% \text{（又は } 70\% \text{）}$$

（注）診療技術料等を除く保険関係にあっては、上記金額に疾病及び傷害による損害のうち診療技術料等以外のものに対応する共済掛金率の共済掛金率に対する割合を乗じて得た金額。

(ハ) 保険金

$$\text{保険金} = \text{共済金} \times 80\% \text{（又は } 70\% \text{）}$$

（注）診療技術料等を除く保険関係にあっては、「共済金」を「共済金（診療技術料等を除く。）」とする。

(ニ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会と政府の再保険関係は、年間超過損害歩合再保険方式となる。

都道府県連合会は、事業年度ごとに、次の金額を、政府の再保険に付する。

$$\text{再保険金額（事業年度ごと）} = (\text{総保険金額} - \text{家畜通常責任保険金額}) \times 95\%$$

※家畜通常責任保険金額（事業年度ごと）

$$= \text{経過総保険金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）} \\ \times \text{危険段階別家畜通常標準被害率}$$

※経過総保険金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）

$$= \text{保険金額} \times \text{経過した共済掛金期間} / 24$$

※危険段階別家畜通常標準被害率（危険段階ごと）

$$= \text{家畜通常標準被害率（家畜共済区分ごと）}$$

$$\times \text{基準共済掛金率（危険段階ごと）} / \text{共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）}$$

※家畜通常標準被害率（家畜共済区分ごと）

＝ 家畜各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。

(オ) 再保険料

再保険料（事業年度ごと）

＝ 経過総保険金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）

× 危険段階別家畜再保険料基礎率 × 95%

※危険段階別家畜再保険料基礎率（危険段階ごと）

＝ 再保険料基礎率（家畜共済区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※再保険料基礎率（家畜共済区分ごと）

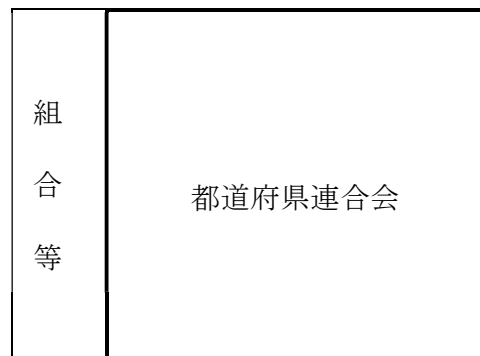
＝ 家畜通常標準被害率を超える家畜異常各年被害率を基礎に農林水産大臣が定める。

(カ) 再保険金

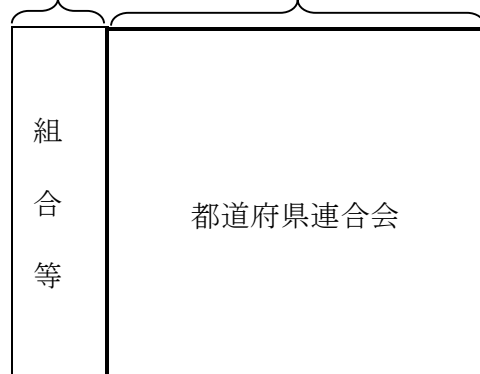
再保険金（事業年度ごと）＝（総保険金 － 家畜通常責任保険金額）× 95%

家畜共済の責任分担図（3段階制）

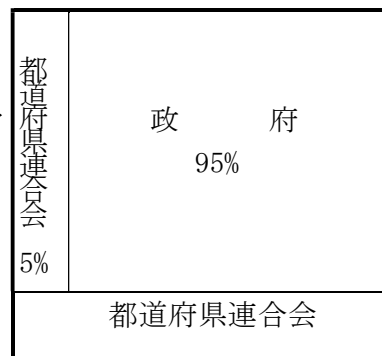
< 共済関係ごと >



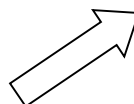
20%（又は30%） 80%（又は70%）



< 事業年度ごと >



保険金額の
責任分担は
右図のとおり



家畜通常責任保険金額

総
保
險
金
額

イ 2段階制の場合

(ア) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等と政府の保険関係は、年間超過損害歩合再保険方式となる。

特定組合等は、事業年度ごとに、次の金額を、政府の保険に付する。

保険金額（事業年度ごと）＝（総共済金額－家畜通常責任共済金額）× 95%

※家畜通常責任共済金額（事業年度ごと）

＝ 経過総共済金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）
× 危険段階別家畜通常標準被害率

※経過総共済金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）

＝ 共済金額 × 経過した共済掛金期間／24

※危険段階別家畜通常標準被害率（危険段階ごと）

＝ 家畜通常標準被害率（家畜共済区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※家畜通常標準被害率（家畜共済区分ごと）

＝ 家畜各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。

(イ) 保険料

保険料（事業年度ごと）

＝ 経過総共済金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）
× 危険段階別家畜保険料基礎率 × 95%

※危険段階別家畜保険料基礎率（危険段階ごと）

＝ 保険料基礎率（家畜共済区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※保険料基礎率（家畜共済区分ごと）

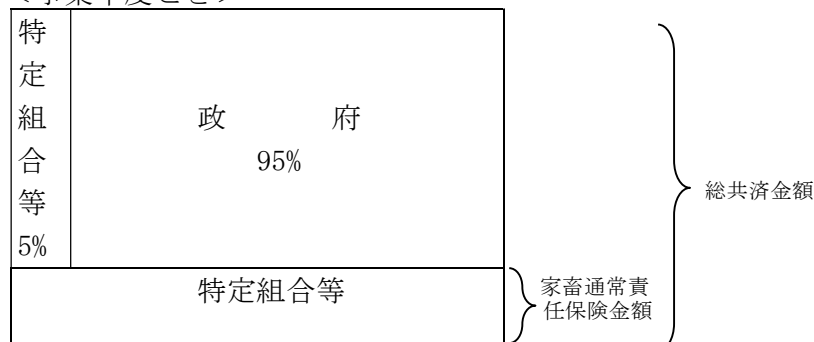
＝ 家畜通常標準被害率を超える家畜異常各年被害率を基礎に農林水産大臣が定める。

(ウ) 保険金

保険金（事業年度ごと）＝（総共済金－家畜通常責任共済金額）× 95%

家畜共済の責任分担図（2段階制）

<事業年度ごと>



14. 損害防止

加入者は、加入家畜について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない旨義務づけられている。また、組合等は損害防止に関し指導又は必要な処置の指示を行うとともに損害防止のため必要な施設をすることができる。

連合会等が組合等に指示した次の疾病に係る損害防止については、政府が経費の6割を負担する。

対 象 疾 病	対 象 家 畜
呼吸器疾患	牛
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病	牛の雌及び種豚の雌
運動器疾患（骨疾患及び運動器の腫瘍を除く。）	牛
乳房炎	乳牛
周産期疾患（第四胃変位、乳熱、ダウンー症候群及びケトン症に限る。）	乳牛

15. 家畜診療所

組合等及び都道府県連合会は、次の業務を行うために家畜診療所を設けることができる。

- (1) 加入家畜の診療
- (2) 損害防止
- (3) 家畜共済の引受及び損害認定に係る業務
- (4) 家畜共済の普及及び加入の推進
- (5) 畜産諸施策に対する協力
- (6) その他目的達成のため必要とする業務

Ⅱ 用語の説明

1 共済事業

(1) 死亡廃用共済

家畜の死亡または廃用による損害を対象として保証するもの

(2) 疾病傷害共済

家畜の疾病または傷害の診療費用を対象として保証するもの

2 共済関係と共済目的の種類及び事故除外の種類

この統計表においては、共済目的の種類及び事故除外の種類により次の区分で処理している。

(1) 包括共済

ア 包括共済家畜区分

	包 括 共 済 家 畜 区 分
死亡廃用共済	搾乳牛、育成乳牛（子牛等選択あり・なし）、繁殖用雌牛、育成・肥育牛（子牛等選択あり・なし）、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚、群単位肉豚、特定肉豚
疾病傷害共済	乳用牛（子牛等選択あり・なし）、肉用牛（子牛等選択あり・なし）、一般馬、種豚

イ 事故除外の種類（死亡廃用共済に限る。）農業保険法施行規則第74条第2項

包括共済 家畜区分	搾乳牛 育成乳牛	繁殖用雌牛 育成・肥育牛	繁殖用雌馬 育成・肥育馬	種豚	特定肉豚 (死亡のみ)
事故除外の種類					
特定事故による死亡・ 廃用以外の死亡・廃用 事故	1号イ	2号イ	3号	4号イ	5号
特定事故による廃用以 外の廃用	1号ロ	2号ロ			
1号廃用・2号廃用・ 3号廃用		2号ハ		4号ロ	
5号廃用・6号廃用	1号ハ				

(注) 1. 特定事故とは、火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用

2. 出生後第5月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めるときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日）を経過していない牛及び牛の

胎児に係る共済事故は死亡のみ。

(2) 個別共済

個別共済の対象となる家畜

乳用種雄牛（種雄牛であって、乳用種に属するもの）

肉用種雄牛（種雄牛であって、肉用種に属するもの）

種雄馬

包括共済（子牛等及び肉豚を除く。）の加入を拒まれた場合で、健康な家畜

3 保険関係

(1) 「イ」の保険関係

農業保険法施行令第23条第3項第2号イに規定する保険関係をいい、組合等が負う疾病及び傷害についての共済責任の8割を連合会が保険の対象にする関係をいう。

(2) 「ロ」の保険関係

農業保険法施行令第23条第3項第2号ロに規定する保険関係をいい、組合等が負う疾病及び傷害 についての共済責任のうち、診療技術料等を除いた部分の8割を連合会が保険の対象にする関係をいう。

4 群数（群単位肉豚のみ）

群単位肉豚の共済関係は、飼養区分（離乳の日又は飼養するに至った日を同一とする肉豚の群の別）ごとに成立するが、群数とは、この肉豚の群の数である。

5 収入、支出

(1) 政府(特別会計)、連合会、組合等、共済掛金合計（うち死亡廃用共済、うち疾病傷害共済の収入と支出は、次式により算出される。

	収 入	支 出
1. 政府(特別会計)	再保険料	再保険金
2. 連合会	保険料〔死亡廃用共済＋疾病傷害共済（イ＋ロ）〕－再保険料	保険金〔死亡廃用共済＋疾病傷害共済（イ＋ロ）〕－再保険金
3. 組合等	共済掛金〔死亡廃用共済＋疾病傷害共済（イ＋ロ）〕－保険料〔死亡廃用共済＋疾病傷害共済（イ＋ロ）〕	共済金〔死亡廃用共済＋疾病傷害共済（イ＋ロ）〕－保険金〔死亡廃用共済＋疾病傷害共済（イ＋ロ）〕
4. 共済掛金の合計	共済掛金〔死亡廃用共済＋疾病傷害共済（イ＋ロ）〕	共済金〔死亡廃用共済＋疾病傷害共済（イ＋ロ）〕
5. 共済掛金の合計 うち死亡廃用共済	共済掛金（死亡廃用共済）	共済金（死亡廃用共済）
6. 共済掛金の合計 うち疾病傷害共済	共済掛金〔疾病傷害共済（イ＋ロ）〕	共済金〔疾病傷害共済（イ＋ロ）〕

(注) 1. 「イ」はイの保険関係、「ロ」はロの保険関係をいう。

2. 2段階制の場合は政府(特別会計)の保険料、保険金をそれぞれ再保険料、再保険金に

置き換えて計上している。

3. 特別会計とは、食料安定供給特別会計のことである。

(2) 前年度未経過、本年度既経過、本年度未経過

ア 前年度未経過とは、前年度の収入のうち、共済掛金期間中本年度分に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。

イ 本年度既経過とは、本年度の収入のうち、共済掛金期間中本年度分に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。

ウ 本年度未経過とは、本年度の収入のうち、共済掛金期間中来年度分に対応する部分として、来年度の支出に充当される部分をいい、来年度の統計表では、前年度未経過の欄に掲げられる。

6 金額被害率・経過金額

金額被害率は、 $\frac{\text{共済金}}{\text{経過金額}}$ によって算出され、共済掛金標準率算定の基礎となる。

経過金額とは、共済金額のうち当該年度の期間の割合により按分したもの

(1) 死亡廃用共済

$$\text{経過金額} = \text{共済金額} \times \frac{\text{共済掛金期間中当該年度の期間}}{\text{一般期間※}}$$

※一般期間とは1年

(2) 疾病傷害共済

$$\text{経過金額} = \text{共済金額} \times \frac{\text{共済掛金期間中当該年度の期間}}{\text{共済掛金期間の月数}}$$

7 事故別頭数等

(1) 死亡廃用共済

共済事故頭数を、病名別または病類別にしたもの

(2) 疾病傷害共済

共済事故件数を、病名別または病類別にしたもの

上記以外の用語については、「Ⅰ 家畜共済事業の概要」を参照。

Ⅲ 利 用 上 の 注 意

1. 農業共済制度は、3段階制又は2段階制で運営されている。

3段階制：市町村を区域とする農業共済組合 — 都道府県を区域とする農業共済組合連合会
— 政府（食料安定供給特別会計）

2段階制：都道府県を区域とする農業共済組合 — 政府（食料安定供給特別会計）

令和元年度家畜共済における2段階制の都府県は以下のとおりである。

青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、
富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、
和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、
高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県

なお、2段階制の都府県においては、連合会に係る項目を「…」で表記し、保険関係を以下のよう
に整理・集計している。

- ・農業共済組合の保険金額 → 再保険金額の欄
- ・農業共済組合の保険料 → 再保険料の欄
- ・農業共済組合の保険金 → 再保険金の欄

2. 単位未満の数値は四捨五入しているため、合計値と内訳が合致しない場合がある。

3. 統計表中に使用した記号は、以下のとおりである。

「0」:被害又は支払が無いもの

「0.0」又は「0.000」:表示単位に満たないもの

「—」:事実のないもの

「…」:事実不詳

「△」:負数